

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 29 年 6 月

第四章「暖冷房設備」第七節「温水暖房」の一部を下記のように変更します。

<p style="text-align: center;">変更前 Ver.06 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.1)</p>	<p style="text-align: center;">変更後 Ver.07 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.1)</p>
<p>第四章 暖冷房設備 第七節 温水暖房 (略)</p> <p>付録L 温水床暖房 (略)</p> <p>L.6 上面放熱率 (略)</p> <p>2) 温度差係数<math>H</math> 温度差係数<math>H</math>は、<u>温水床暖房の床の隣接空間等が断熱区画外の場合は第三章「暖冷房負荷と外皮性能」第二節「外皮の熱損失」における「表 3.2.6 外皮等の隣接空間等の種別に応じた温度差係数」の値を用いるものとし、温水床暖房の床の隣接空間等が断熱区画内の場合（戸建て住宅 2 階に温水床暖房を設置し 1 階はリビング等、断熱区画内である場合など）は、1～3 地域の場合は 0.05 とし、4～7 地域の場合は 0.15 とする。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>第四章 暖冷房設備 第七節 温水暖房 (略)</p> <p>付録L 温水床暖房 (略)</p> <p>L.6 上面放熱率 (略)</p> <p>2) 温度差係数<math>H</math> 温度差係数<math>H</math>は、<u>当該住戸の床暖房を設置する床の隣接空間が断熱区画外の場合は第三章第二節「外皮性能」に定義される温度差係数の値を用いるものとし、床暖房を設置する床の隣接空間等が断熱区画内の場合（戸建て住宅 2 階に床暖房を設置し 1 階はリビング等、断熱区画内である場合など）は、1～3 地域の場合は0.05とし、4～7 地域の場合は0.15とする。</u></p> <p>(以下、略)</p>